

まちづくりの基本となる計画
都市計画マスタープランの中間見直し
～第1章 全体方針・分野別方針～

令和5年12月
都市計画課

政策推進・モデル地区（現行計画P32～34、会議資料2 P8）

追記

◆まちづくりデジタル・トランスフォーメーションの推進

- 都市を巡る様々な課題に対応し、持続可能な都市を実現するために、デジタル技術を活用した魅力ある地域づくりやまちづくりに関する情報のオープンデータ化などを検討します。

追記

◆ウォーカブルなまちづくりの推進

- まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成することで、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出するために、居心地が良く歩きたくなる（ウォーカブルな）まちづくりを推進します。
- 居心地が良く歩きたくなる（ウォーカブルな）まちづくりにより、空間創出に向けた官民一体となった取組や、エリアマネジメントによる地域づくりに取り組みます。

背景

- 少子高齢化、災害の激甚化、Well-Being志向の高まり等、都市を巡る課題が複雑化、深刻化しています。
- 全国的にインターネットやIoT等を活用することで、豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支える人間中心のまちづくりが進んでいます。



まちづくりデジタル・トランスフォーメーションの考えを追記

- 都市計画基礎調査等のオープンデータ化の推進、3D都市モデルの作成や活用、まちづくり団体によるエリマネ活動の支援等の検討を想定しています。

まちづくりデジタル・トランスフォーメーション



背景

- ・ 居心地が良い「まちなか」に多様性を認めあうゆるやかなつながりやコミュニティを形成することが持続可能なまちづくりを進めるうえで重要です。
- ・ 多様な人々の出会い・交流を通じて新しい取組や人間中心の豊かな生活を実現することで、まちの魅力の向上・様々な人材等を惹きつける都市が実現されます。

ウォーカブルなまちづくりの考えを追記

- ・ 公共空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と連携しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成をめざします。

居心地が良く歩きたくなるまちなか（イメージ）

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラベがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



道路を占拠した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）

2つの開発の調整により
一体整備された神社と森（東京都中央区）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

【参考】国土交通省

工業地のまちづくり（現行計画P37、会議資料2 P12）

追記

◆草加柿木産業団地の方針

- 草加柿木産業団地では、外環環状道路へのアクセスの良さ、東埼玉道路に接しているという地区のポテンシャルを活かし、工業地区として適正な土地利用を誘導するとともに、本市の新たな産業活動の拠点として、周辺環境との調和のとれた良好な環境を有する産業団地の形成を図ります。

自然環境と調和したまちづくり（現行計画P43、会議資料2 P18）

追記

◆グリーンインフラの推進

- 獨協大学前駅＜草加松原＞駅西側地域や草加柿木産業団地地区などは、良好な景観や自然環境を有する資源を活かし、多様な効果をもたらすグリーンインフラを活用した、持続可能なまちづくりをめざします。

背景

- グリーンインフラとは、自然を社会資本整備やまちづくり等に取り入れ、課題解決の基盤として、その多様な機能を持続的に活用するものです。
- SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向けた意識の高まりや自然豊かな環境で健康に暮らすことができる社会を求める価値観の広がりが進む中、多様化する社会課題の解決策として全国的に取り組が進んでいます。

グリーンインフラの推進の考えを追記

- 公有地・民有地が一体となったみどり豊かな歩行空間や広場の形成、それらを活用した人々の憩いの場を創出するなど、人々のWell-beingの向上につなげます。
- 公園などを官民連携で様々な主体が活用することで、地域の魅力向上、にぎわい創出をめざします。



【参考】国土交通省

水害につよいまちづくり（現行計画P53～54、会議資料2 P28）

追記

◆流域治水対策

- 国や県などの河川管理者や近隣自治体と連携して、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策及び被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について総合的・多層的に推進します。
- 氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河川・下水道における対策の強化や、流域における雨水貯留対策を推進します。

道路の体系的な整備（現行計画P61～63、会議資料2 P36）

追記

◆幹線道路の整備（東埼玉道路）

- 東埼玉道路については、整備に向けた取組を進めるとともに、発生が懸念される交通渋滞の解消に向けた対策について、国や県などと連携し検討します。

歩行空間の整備（現行計画P64～65、会議資料2 P39）

文言修正

◆商店街での魅力ある歩行空間の整備

- 駅前商店街などの沿道に店舗などが集積している路線については、安全で快適に買い物ができる歩行空間づくりや、歩道の路面のカラー化等による美装化などの居心地が良く歩きたくなるまちなかの整備をめざします。

公共交通網の充実（現行計画P68～69、会議資料2 P43～44）

文言修正

◆地域内アクセス路線（コミュニティバスなど）の維持・再編成

- 交通不便地域が解消されない地域では、通勤・通学のほか通院や買い物の利用を対象として、住宅地や主要施設を結ぶため、既存バス路線の補完・連携を前提に、地域の特性に即してコミュニティバスやデマンド型交通などの地域内アクセス路線の導入を検討します。



- 交通不便地域が解消されない地域では、通勤・通学のほか通院や買い物の利用を対象として、コミュニティバスの運行継続やデマンド型交通などの新たな交通手段の導入など、地域内アクセス路線の維持・再編に取り組みます。

文言修正

◆地域内アクセス路線（コミュニティバスなど）の維持・再編成

- 地域内アクセス路線の導入にあたっては、民間バス事業者への財政支援のほか、既存バス路線と整合した運行計画の作成、試験運行による評価・検証・見直しを図り、事業者による自主運行をめざします。



- コミュニティバスの運行継続にあたっては、民間バス事業者への財政支援のほか、既存バス路線と整合した運行計画の作成、試験運行による評価・検証・見直しを図り、事業者による自主運行をめざします。

公共交通網の充実（現行計画P68～69、会議資料2 P44）

追記

◆新しい交通手段の検討

- ・ 自家用車を持たない高年者などの外出機会の創出や移動手段の確保、また様々な世代における交通手段の多様化による都市交通の利便増進を目的として、バスをダウンサイジングしたワゴンタクシー、グリーンスローモビリティ等の新しい移動手段の導入可能性の検討やシェアサイクルの推進に取り組みます。

交通安全対策の推進（現行計画P71～73、会議資料2 P47）

追記

◆ユニバーサルデザインの推進

- ・ 地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化などを進めるため、基本構想の策定なども視野に入れ、歩道の段差解消などバリアフリー化を進め、高年者・障がい者・子どもなどに配慮した安全対策に取り組みます。



- ・ 地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のユニバーサルデザインを推進するため、基本構想の策定なども視野に入れ、歩道の段差解消などバリアフリー化を進め、高年者・障がい者・子どもなどに配慮した安全対策に取り組みます。

公園等の整備・充実（現行計画P77～78、会議資料2 P53）

文言修正

◆パークマネジメントによる公園の活性化

【改善に向けた具体的施策】

少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、**パークマネジメントの視点に立ち、子どもから高年者まで地域住民の幅広いニーズに対応した、誰もが快適に利用できる、地域に親しまれる公園づくりに取り組みます。**また、超高齢社会に対応し、高年者の交流の場や身近な健康づくりの場としての機能を公園等に追加することも検討します。

文言修正

◆そうか公園の充実

- そうか公園をみどりの核と位置づけ、適正な維持管理や機能の充実を図り、市民の憩いの場としての活用に取り組みます。



- そうか公園をみどりの核と位置づけ、**魅力的でにぎわいの創出をもたらす新たな拠点となるよう、スポーツ施設との一体的な利用や機能の充実に向けた整備に取り組むとともに、より効果的な公園運営を検討します。**

地域特性にあったみどりの創出（現行計画P79～80、会議資料2 P55）

追記

◆都市農業の振興

- ・ ワンストップ窓口等の相談業務において、農業者からの個別の相談に対応して必要となる各種制度や農地に利活用に係る情報提供を行います。

環境に配慮したまちづくり（現行計画P89～90、会議資料2 P66）

文言修正

◆脱炭素社会の推進

- 気候変動適応策として夏期に熱中症防止のため公共施設等で開設する「クールオアシスそうか」や、光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化などの健康安全面での対策、地表面や屋上の緑化など、ヒートアイランド現象の緩和対策、浸水被害への対策等を推進します。



- 気候変動適応策として気候変動による生態系や水質への影響を把握するモニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などに対する安全面での対策等を推進します。

追記

- 埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言に基づき、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を抑制していくとともに、気候変動の影響に適応できる脱炭素社会をめざします。

健康・医療・福祉のまちづくり（現行計画P92～94、会議資料2 P69）

追記

◆誰もが交流しやすいまちづくり

- ・ ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進などの諸施策を行い、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。



- ・ 障がいのある人の自立と社会参加の促進などのノーマライゼーションの普及やユニバーサルデザイン^①の促進などの諸施策を行い、誰もが地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

安心して暮らせる住まいづくり（現行計画P99～101、会議資料2 P77）

文言修正

◆市営住宅等の集約・複合化

- 市営住宅等のあり方を検討する際には、それらの住宅に高年者福祉サービス施設や日常生活に必要なサービス機能などの導入を検討します。



- 市営住宅等については、本来の役割である住宅セーフティネットの中核を担うことを念頭に、適正な管理戸数の維持・確保を目指すとともに、より効率的で適正な管理運営を目指します。

既存住宅をいかした住まいづくり（現行計画P102～104、会議資料2 P79）

追記

◆空家等活用促進区域の指定

- 空家等活用促進区域の指定を検討するなど、空き家などの活用について取り組みます。

草加らしさを形成する風景づくり（現行計画P112～114、会議資料2 P89）

追記

◆景観重点地区の追加

- ・ 草加柿木産業団地地区の風景づくり
周辺環境と調和したみどりを中心とした工業地の景観形成を図ります。
- ・ 新田駅東口地区の風景づくり
新田駅周辺の商業地としてのにぎわい誘導を図りながら、住環境と調和したまちなみ景観形成を図ります。
- ・ 獨協大学前<草加松原>駅西側地区の風景づくり
ゆとりある建築物の配置や色彩などを誘導し、公園やオープンスペースを活用した秩序ある良好なまちなみ景観形成を図ります。

にぎわいを創出する風景づくり（現行計画P115～116、会議資料2 P92）

追記

◆歩いて楽しいまちづくりと連動したにぎわいの振興

- ・ 駅周辺の整備事業等と連動して、歩道や広場、案内板、休憩施設の整備などにより、時間消費のできる、歩いて楽しめるウォーカブルなまちづくりを進めます。
- ・ 新しい移動手段やシェアリングサービスなどの社会実験等の取組を活用し、市内の回遊性を高め、滞在時間の向上を目指します。

- 持続可能なまちづくりに向けて、市民・事業者等と連携しながら住み続けられるまちづくりを軸としつつ、SDGsの17の目標に広く取り組んでいくことが求められています。
- 都市計画マスタープランに記載する各方針に関連するSDGsの17の目標を記載します。

防災まちづくり方針



道路・交通体系方針



公園・緑地等整備方針



生活環境整備方針



住宅政策方針



風景・にぎわいまちづくり方針



市民懇談会及び地区別懇談会の報告

開催目的

- 「まちづくりの基本となる計画 都市計画マスタープラン」の中間見直しに伴い、草加市のまちづくりの取り組みに対して市民の意見を伺うため、市民懇談会及び地区別懇談会を開催しました。
- 地区別懇談会については、大きなインパクトのある都市基盤整備が進捗した地区を対象とすることとし、旧松原団地の建替え・再整備事業が進捗した「草加安行地区」と、草加柿木地区産業団地（柿木フーズサイト）の整備が進捗した「草加川柳地区」の2地区を対象としました。

市民懇談会

テーマ：歩きたくなるまちづくり

参加者：21人



	課題
土地利用	● 草加駅や獨協大学前駅周辺のランドマーク化
道路・交通	● 車いす、ベビーカー、児童が安心して行動できる道づくり ● コミュニティバスやシェアサイクルで市内を移動できる環境づくり ● 散歩したくなる環境整備（遊歩道、外灯、トイレ）
防災	● 地域全体の防災訓練や大学を巻き込んだ防災イベント ● 公園を防災施設としても活用
公園・広場・緑地	● 公園を多様な年代の人が集まる場所にする取り組み ● そうか公園でのイベントの実施 ● 綾瀬川、辰井川、毛長川など魅力的な川沿いの景観を維持・活用 ● 農地を活用し、土を触る機会を提供する ● ベンチやテーブルの設置
風景・にぎわい	● 寺院、神社、旧跡等歴史的な資源の有効活用 ● 日光街道のにぎわいづくり
生活環境	● 地域をつなぐ場づくり（リノベーションまちづくり） ● まちづくりに参加しやすい環境づくり ● 人のつながりを増やす活動、イベントの実施（清掃活動、大学生との交流）
住宅	● 空き家等のリノベーション

市民懇談会及び地区別懇談会の報告

草加安行地区

ハード整備 ①獨協大学前＜草加松原＞駅西側 地域まちづくり（松原団地建替）
テーマ：多世代がつながるまちづくり
参加者：60人

<市民の主な意見>

	今回懇談会の主な意見
土地利用	－
防災	● 地域全体の防災訓練や大学を巻き込んだ防災イベント ● 公園等を防災施設としても活用
道路・交通	● 4号線によるまちの分断の解消（移動の円滑化） ● 川口市の道路とのネットワーク確保 ● 狭隘な道路 ● 自転車道の整備 ● 花栗の交差点の改良 ● 高齢化率の高いエリアに移動手段がない ● 伝右川沿いの遊歩道
公園・緑地	● 公園でのイベント開催 ● 子どもの農業体験 ● 伝右川沿いの遊歩道、オープンスペースの整備 ● ベンチやテーブルの設置
生活環境	● 自治会活動の活性化（若い世代の参画） ● 多様な人の交流を生む場づくり ● 獨協大の施設を活用した地域と大学のつながり創出
住宅政策	● 空き家の利活用（シェアハウス、学生向け賃貸住宅）
風景・にぎわい	● 松原五丁目商店街の活性化 ● 伝右川のブランディング（桜並木、船遊び） ● 歩行者天国イベント ● 情報発信方法の工夫

草加川柳地区（市街化調整区域）

ハード整備 ①草加柿木地区産業団地地区の整備
②土地利用の検討
テーマ：幸福度を高めるまちづくり
参加者：15人

<市民の主な意見>

	今回懇談会の主な意見
土地利用	－
防災	－
道路・交通	－
公園・緑地	● そうか公園でのイベント ● そうか公園と八条用水を一体的な活用
生活環境	● 地域の魅力を伝えるためのイベントや歴史の発信 ● 防犯対策強化 ● 自治会への入会促進 ● ウォーキングイベントや室内スポーツ活動、地区の運動会の開催
住宅政策	● 既存宅地や空き家の利活用
風景・にぎわい	● 地域の魅力を伝えるためのイベントや歴史の発信 ● 田んぼの時期以外の用水の活用

まちづくりの基本となる計画
都市計画マスタープランの中間見直し
～パブリックコメント（考え方）について～

令和5年12月
都市計画課

パブリックコメント（考え方）について

- 都市計画マスタープラン中間見直しでは、パブリックコメントを2回開催し、幅広く市民意見の収集に努めます。
- パブリックコメント①では、見直しの考え方や進捗報告について、パブリックコメント②では改定素案について、それぞれ意見を募ります。



1.都市計画マスタープラン見直しの方針

現行計画の第1章から第3章について、基礎データの更新、社会情勢の変化や市民懇談会の意見を踏まえた方針の修正等を行います。

①まちの変化を踏まえる

松原団地の建替えや草加柿木産業団地の整備など、まちの変化を踏まえた方針の修正を行います。

②まちづくりの新たなあり方を踏まえる

情報通信技術の発達・普及によるデジタル化の進展や脱炭素社会に対応するグリーンインフラの推進、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための流域治水対策など、まちづくりに求められる新たなあり方を踏まえた方針の修正を行います。

③住民ニーズの変化を踏まえる

新型コロナウイルスの拡大を始めとした社会情勢の変化や松原団地の建て替えによる新規住民の転入などにより、人々の生活様式や地域を構成する住民の変化などが変化していることから、人々が求めるニーズの変化にも対応した方針の修正を行います。

パブリックコメント ～中間見直しの考え方～

1.都市計画マスタープラン 各方針の見直しの考え

◆図の更新や時点修正が主となる項目

基礎データの更新、文言の整理

将来人口、将来世帯数等の基礎データの更新を行い、それに伴う文言の整理を行います。

実現化戦略の検証を含めた文言の整理

第1章の変更内容に応じて、関連のある項目の修正の是非について検討します。また、各戦略の進捗状況を確認し、必要に応じて、文言の整理を行います。

□ 方針に変化が生じる項目

□ 時点修正が主となる項目

第1章

1-1 まちづくりの理念や都市計画の目標

1-2 土地利用方針

1-3 分野別方針

1-3-1 防災まちづくり方針

1-3-2 道路・交通体系方針

1-3-3 公園・緑地整備方針

1-3-4 生活環境整備方針

1-3-5 住宅政策方針

1-3-6 風景・にぎわいまちづくり方針

第2章

市街化区域（10地区）

草加安行地区

草加川柳地区（市街化調整区域）

第3章

3-1 まちづくりの戦略化

3-2 実現化に向けた仕組みづくり

3-3 達成状況の点検

◆計画の内容（方針）に大きな変化が生じる項目

総合振興計画との整合

第四次草加市総合振興計画基本構想の改訂及び第三期基本計画の策定に合わせて、文言の修正、内容の整理を行います。

市街化調整区域の土地利用方針の見直し

現在検討を進めております、市街化調整区域の土地利用検討を含めた、市街化調整区域全体の方針について見直します。

内容の見直し、方針図の更新

各個別計画の新規策定及び改定に合わせて、内容の見直し、方針図、現況図の更新、文言の整理を行います。

地区別懇談会の開催

ハード整備が完了し空間的な変化が大きいため、地区別懇談会を開催し、新しくなった地区について意見の収集し、反映を行います。

パブリックコメント ～第1章の見直しの考え方～

パブリックコメント（考え方の確認）では、次のように現行内容と変更内容が分かるように資料作成を行います。

1 防災まちづくり方針

方針1 減災

<現行計画の方針>

- ①**震災につよいまちづくり**
 - ・密集市街地での建築物の建替促進、防火地域・準防火地域の指定
 - ・防災機能を備えた建築物への建替促進、液状化リスクの周知
- ②**水害につよいまちづくり**
 - ・排水ポンプの増強、河川改修、貯留機能を持つ緑地の保全等による内水氾らん対策
 - ・高台（安行台地）への避難ルート、高層建築物の位置等の周知
- ③**災害時の都市機能確保**
 - ・指定避難所となる公共施設の安全確保、道路・上下水道などのライフラインの強化
 - ・災害時に使用できる大規模空地の確保、公共施設・公園等の防災機能の充実
- ④**自助・共助による減災**
 - ・自助・共助の防災意識向上の啓発 等

<社会情勢の変化等を踏まえた改訂内容>

- ◆ **流域治水対策**
 - ・氾濫を防ぐための河川・下水道の対策強化、流域における雨水貯留対策の推進

方針2 復興準備

<現行計画の方針>

- ①**災害時対応力の向上**
 - ・災害リスクの変化のモニタリング、復興イメージトレーニングの実施
- ②**復興まちづくりの基本方針**
 - ・復興シナリオの設定、応急住宅（仮設住宅）の提供、応急仮設住宅の用地の確保等

2 道路・交通体系方針

方針1 道路の体系的な整備

<現行計画の方針>

- ①**幹線道路の整備上**
 - ・国や県などと連携した主要幹線道路の機能向上、幹線道路の整備
- ②**補助幹線道路の整備**
 - ・補助幹線道路の整備、市街地での無電柱化、バス路線の歩道整備
- ③**主要生活道路の整備（幅員6m程度）**
 - ・補助幹線道路や防災拠点、地域拠点にアクセスする重要区間の整備
- ④**生活道路の整備（幅員4m程度）**
 - ・排水不良や路面不良など、通行上支障のある箇所の整備
- ⑤**調整・検討を要する道路の整備**
 - ・関係自治体との調整や事業化・計画見直し・整備手法についての検討

<社会情勢の変化等を踏まえた改訂内容>

- ◆ **東埼玉道路の整備**
 - ・東埼玉道路については、整備に向けた取組を進めるとともに、発生が懸念される交通渋滞の解消に向けた対策について、国や県などと連携し検討します。

方針2 歩行空間の整備

<現行計画の方針>

- ①**歩行空間の維持・保全・活用**
 - ・桜並木、ヘルシーウォーキングコース、ヘルシーロード、ふれあい小路、草加松原遊歩道などの維持・保全・活用、サインの設置
- ②**商店街での魅力ある歩行空間の整備**
 - ・安全で快適に買い物ができる歩行空間づくり、歩道の路面のカラー化等

<社会情勢の変化等を踏まえた改訂内容>

- ◆ **居心地が良く歩きたくなるまちづくり**
 - ・まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間の形成

方針3 自転車通行環境の創出

<現行計画の方針>

- ①**自転車通行空間の確保（自転車通行空間整備検討区間）**
 - ・幹線道路、補助幹線道路の歩道または車道への自転車通行帯の設置
- ②**自転車通行ルールの明示・啓発（シェア・ザ・ロード）**
 - ・自転車の交通が集中する道路での通行ルールの周知、自転車通行の代替路の検討
- ③**自転車散策路モデル検討エリア**
 - ・草加松原遊歩道、旧町地区での自転車を利用して楽しく散策できるエリアの形成

方針4 持続可能な公共交通網の構築

<現行計画の方針>

- ①**公共交通網の充実**
 - ・コミュニティバスやデマンド型交通などの地域内アクセス路線の導入検討
 - ・コミュニティバスの運行継続、デマンド型交通などの新たな交通手段の導入
- ②**新たな鉄道**
 - ・地下鉄8号線の整備の方向性の検討

<社会情勢の変化等を踏まえた改訂内容>

- ◆ **地域内アクセス路線の維持・再編**
 - ・コミュニティバスの運行継続、デマンド型交通などの新たな交通手段の導入
- ◆ **新しい交通手段の検討**
 - ・ワゴンタクシー、グリーンスローモビリティ等の新しい移動手段の導入可能性の検討やシェアサイクルの推進

現行計画の各方針の要点を記載します。

新たに追記する内容や変更点をわかるように記載します。

パブリックコメント ～第2章の見直しの考え方～

各地区別方針に記載しております、基礎データについて下記イメージのように数値修正を行い、また、必要に応じて、第1章の全体方針の変更に関連する箇所について、文言整理を検討します。

(3) 人口・世帯の状況

現況

- 13 年後の総人口は 4.3%の減少と、市内でも人口減少の大きい地区となっています。特に、5～14 歳人口は 13.4%減少、15～19 歳人口は 32.9%減少するなど、若年世代が大きく減少します。
- 世帯数の減少幅は全地区の中でも大きい方であり、空き家の発生に注視する必要があります。

課題

- 今後 13 年間の人口と世帯の減少率が、全地区の中で 4 番目と 5 番目に大きく、人口・世帯とも大きく減少すると推計されます。
 - 令和 17 年の 75 歳以上人口比率が、全地区の中で 3 番目に高くなると推計されます。
 - 令和 4 年から 17 年にかけて、65 歳以上の人口は、300 人弱の増加が見込まれており、高齢者が買い物難民になることや自宅への閉じこもりになることを予防するために、高齢者の生活環境を整える必要があります。
- また、5～14 歳人口が 1,100 人程度減少するのに対し、65 歳以上人口は 100 人程度増加することから、学校の余裕教室を含めた若年者向け施設の機能転換を図るなど、高齢者向け施設を確保していく必要があります。

基礎データの更新を行います。

将来人口

		総人口	0-4 歳	5-14 歳	15-19 歳	20-64 歳	65-74 歳	75 歳以上
全地区	R4 年	40,300	1,316	3,312	2,027	23,026	4,916	5,703
	R17 年	38,552	1,527	2,661	1,361	21,901	5,082	5,811
	全市率17	251,565	9,763	18,793	9,289	147,949	31,823	33,948
	地域率4-17	-4.3%	16.0%	-13.4%	-32.9%	-4.9%	3.4%	1.9%
東部地区	R4 年	100.0	3.3	8.2	5.0	57.1	12.2	14.2
	R17 年	100.0	4.0	7.4	3.5	56.8	13.2	15.1
	全市率17	100.0	3.9	7.5	3.7	58.8	12.7	13.5
	地域率4-17	-	-	-	-	-	-	-

将来世帯数

		世帯総数	単独世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子	その他
全地区	R4 年	18,692	6,344	2,056	3,783	2,196
	R17 年	18,368	6,823	2,457	3,769	2,083
	全市率17	125,547	51,915	17,237	23,789	12,701
	地域率4-17	-1.7%	7.5%	19.5%	-0.4%	-5.2%
東部地区	R4 年	100.0	33.9	11.0	20.2	11.7
	R17 年	100.0	37.1	13.4	20.5	11.3
	全市率17	100.0	41.4	13.7	18.9	10.1
	地域率4-17	-	-	-	-	-

2 地域資源

現況

- 行政機能としては新田サービスセンターなどがあり、集会・学習機能としては新田西文化センターや勤労福祉会館、2 つのミニコミュニティセンターが立地し、比較的充実している。
- 小学校 4 校、中学校 2 校と学校が多く、長栄小と新田中は同じ敷地内のため、通学に利便性がある。また、小学校は 85 学級、中学校は 33 学級で合計 118 学級と、市内でも多い。
- 保育所は 8 箇所立地し、定員は 358 人で、0～4 歳人口に占める定員比率は低い水準にあります。
- 高齢者福祉施設は、訪問、通所、入所ともに比較的多く立地しているが、入所施設は最も少なくなっています。
- 医療施設は 13 箇所と比較的多く立地しています。
- 人的資源では、自治会が 13 組織あり、加入率は 46.6%と全市平均を若干上回る程度となっています。また、NPO 法人は市内全 52 団体(令和 4 年 1 月末現在)中、2 団体がありません。

課題

- 5～14 歳人口は今後 13 年間で 20%以上減少し、小中学校に将来 1,900 m²程度の余裕教室が発生すると推計され、学校を中心に様々な生活サービス機能を複合化させることで地域の生活利便性を高めていくことが考えられます。
- 高齢化に対応し、住み慣れた地域で高齢者が暮らし続けるためには、当地区内で合計 1,060 m²程度の新たな高齢者福祉施設が必要であると推計され、地区内の空間資源を活用して施設の確保を図ることが必要です。

データの修正に合わせて文言整理を行います。

地域資源の状況

施設・機能立地	行政：2 箇所	小中学校：6 箇所	子育て施設：16 (8) 箇所 保育所等定員：358 人
	集会・学習：4 箇所	公園：38 箇所	スポーツ機能：1 箇所
	高齢者福祉施設 合計：40 箇所 定員：528 人	入所施設：6 箇所 支援施設：7 箇所	通所施設：9 箇所 訪問施設：8 箇所 地域密着型施設：8 箇所 その他：2 箇所
	障害者福祉：2 箇所	医療：13 箇所	
人的資源	自治会：13 組織	自治会加入率：46.6%	NPO 法人：6 組織
空間資源	空き家：約 348 軒 約 34,800 m ²	生産緑地：約 28 箇所 約 3.8 ha	余裕教室：約 30 教室 約 1,920 m ²

※空間資源は令和 17 年時の推計値。それ以外の数値は現況値。
※使用している数値は、公表されているもののほか、都市計画課で独自に集計・推計したものを示します。
※子育て施設のカッコ内の数値は保育所や認定こども園の内数。
※余裕教室数は地域経営室において平成 28 年 5 月現在の学級数を独自に集計・推計したものであり、実際の教育活動での教室使用状況は異なります。

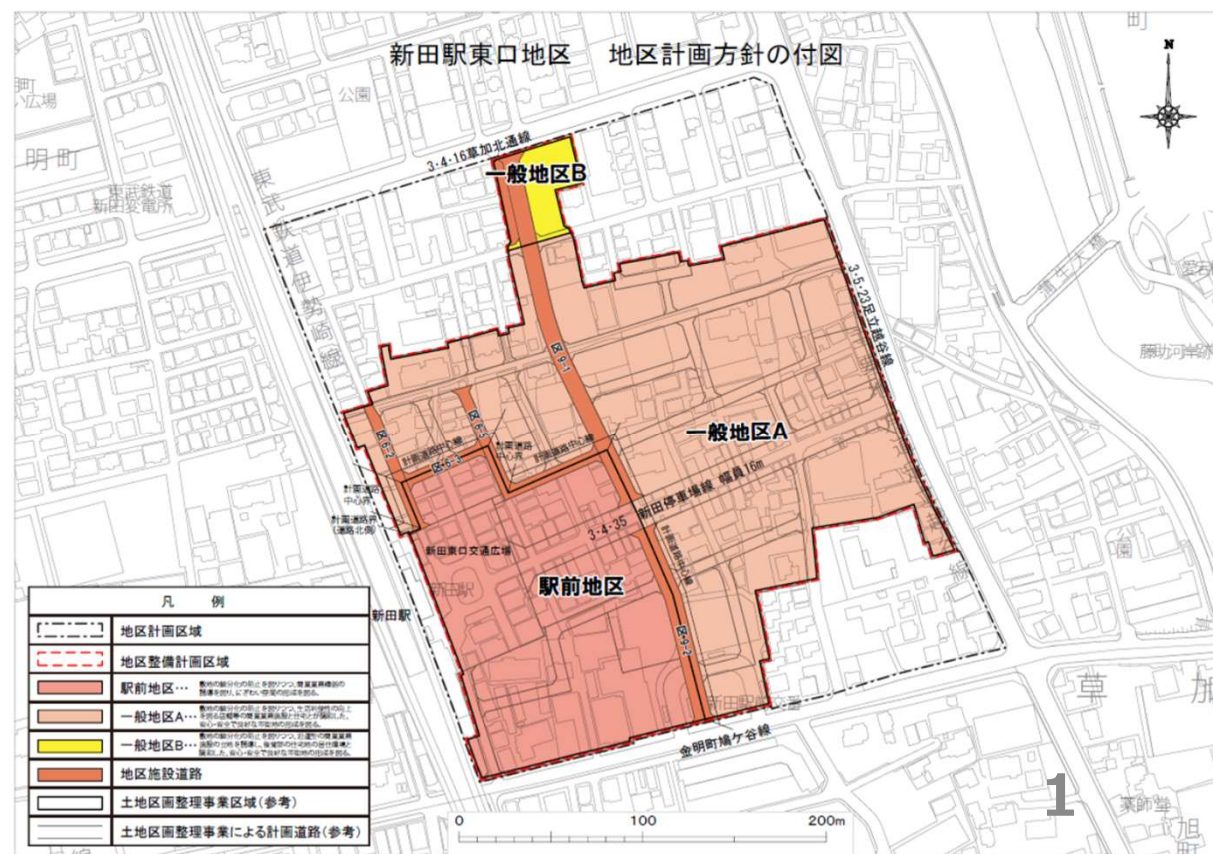
短期、中期、長期で取り組むことの各事業の進捗を確認し、進捗に応じて各事業の位置づけの変更の検討、文言の整理を行います。

1 まちづくりの戦略化	第3章 実現化方策
戦略4 「地域コミュニティで支え合うまちづくり」戦略 地域の拠点を整備し、活発な地域コミュニティがまちづくりの主体となれるまちをつくる 戦略の基本方針 コミュニティで支え合うまちづくりを進めるためには、希薄化する地域コミュニティの活性化と、多様なコミュニティの主体が集まれる「場」づくりにより、まちづくりを進めていく主体となる、実行力のあるコミュニティをつくり出すことが必要です。このため、コミュニティを形成し、参加を促し、コミュニティがまちづくりの主体として活躍し続けられる環境を構築することで、持続可能なコミュニティの創出を図っていきます。また、小中学校などの公共施設等を活用しながら、身近な生活圏の中にコミュニティの活動拠点を整備していきます。 STAGE I：短期に取り組むこと ■コミュニティの形成を図る ●コミュニティの形成のために必要となる、資金・人材・情報・場所・地域資源などに関する様々な支援策を更新・充実させる。 ●若い世代や子育て世代、勤労者などを含め、できるだけ大勢の市民が、自分の住む地域の課題発見や魅力づくりなど、地域の事柄に関心を持ってもらうような意識啓発を進める。 ●地域の課題解決などのまちづくりをきっかけとして、地域活動を活性化させるための手法を検討する。 ●地域のリーダーなどまちづくりの担い手となるプレイヤーを育成する。 ●共助の防災意識向上を啓発し、市民による防災まちづくり活動を、地区計画等のより深いまちづくり活動への発展に結びつけていく。 【関連する主な部署：市長室・総合政策部・自治文化部・都市整備部】 STAGE II：中期的な視点で取り組むこと ■近隣の人が気軽に集まれるコミュニティ空間をつくる ●既存の公共施設や、身近な公園、空き家、オープンスペースなどの様々な地域資源を活用しながら、容易に移動できる生活圏の中に、近隣の人が気軽に集まれるコミュニティ空間を整備する。 【関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部】	■コミュニティへの参加を促進する ●まちづくりの活力として必要な若い世代や子育て世代、勤労者などにコミュニティへの参加を促す。また、生きがいの創出や健康寿命を延ばすためにも、高齢者のコミュニティへのさらなる参加促進をめざす。 ●総合振興計画や都市計画マスタープランなどに基づくまちづくりの実施設段階や、施設の維持管理・運営など、多様な場面で市民参加の機会をつくる。 ●民間で代替可能な事業を実施する場合には、社会情勢や地域特性を踏まえ、行政・市民・事業者との協働による実施を検討する。 ●みんなでまちづくり会議などを活用し、世代も職業も多様な人たちの交流の場をつくる。 【関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・健康福祉部・都市整備部】 STAGE III：長期的な視点で取り組むこと ■コミュニティの拠点をつくる ●学校などの公共施設に文化・交流機能を集約することなど、ブロック単位でコミュニティの拠点をつくる。拠点の整備などの様々な地域資源の活用も検討する。 ●拠点の周辺には、日常生活に必要な各種のサービスを提供の配置や誘導を図る。 ●公共施設の機能の集約や複合化を図る場合には、地域の市町村の公共施設を中心にするなど、コミュニティの活力を阻害しない。 ●地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化を図る。 ●歩行空間や自転車通行空間の整備、公共交通の充実により、活動拠点へのアクセシビリティを高める。 【関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・市民生活部・都市整備部】 ■持続可能なコミュニティを創出する ●市民・事業者・行政などによる協働の取組みの推進や、支援、情報発信、活動場所の提供などをとおして、コミュニティがまちづくりの担い手として活動し続けることができ、また、その活動が発展し、そこから新たなコミュニティが生まれることが可能となるような、持続可能なコミュニティを創出する。 【関連する主な部署：総合政策部・自治文化部・都市整備部】 進捗が進んでいる事業については、長期から中期への変更を検討します

事業の進捗に合わせて
文言整理を行います

- 主な制限として、麻雀屋、パチンコ屋などを禁止する用途の制限、建築物の外壁等及び屋根の色彩は、草加市景観計画に沿ったものとするなどの色彩、意匠の制限があります。

地区整備計画	配置及び規模の地区施設の	道路	名称	幅員	延長	備考
			区 9-1 号線	9～15m	約 203m	
			区 9-2 号線	9m	約 111m	
			区 6-2 号線	6m	約 74m	
			区 6-3 号線	6m	約 46m	
			区 6-5 号線	6m	約 116m	
	建築物等に関する事項	区分	名称	駅前地区 (近隣商業地域)	一般地区A (近隣商業地域)	一般地区B (第一種住居地域)
			面積	約 2.0ha	約 4.1ha	約 0.2ha
		建築物等の用途の制限		次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券発売所その他これらに類するもの 2 倉庫業を営む倉庫		
		建築物の敷地面積の最低限度		100 m ² ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地。 (2) 本地区計画の都市計画決定告示日以前から、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば、当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するもの。 (3) 土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)の規定による仮換地の指定又は換地処分を受けた土地で、当該規定に適合しないこととなる土地については、前号の規定を準用する。		
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限			(1) 建築物の外壁等及び屋根の色彩は、原色を避け、草加市景観計画に沿ったものとする。 (2) 屋上設置物及び工作物は、外部から直接見えにくい形態とする。 (3) 屋外広告物は、埼玉県屋外広告物条例に沿って、周囲の環境・景観と調和したものとする。			
垣又はさくの構造の制限		道路に面する側に設ける垣又はさくの構造は、原則として次の各号のいずれかに掲げるものとし、美観を損ねるおそれのないものとする。ただし、公共公益上やむを得ないもの、又は門柱及び門扉については、この限りではないが、美観を損ねるおそれのないものとする。 (1) 生垣 (2) フェンスその他これに類する透視性のあるものとし、その全体の高さは、道路面から 1.5m 以下とする。ただし、その基礎を構築する場合は、道路面から 0.6m 以下の高さとする。				



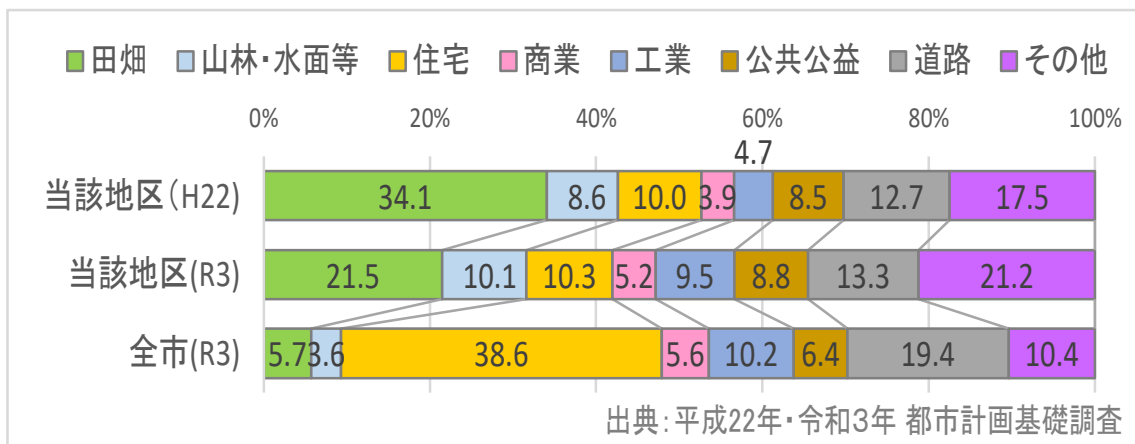
前回の質問の回答について

②市街化調整区域の土地利用の変化について

- 市街化調整区域の商業用地の増加について、農地からガソリンスタンドと中古自動車販売所に転用されています。

農業から商業への転用地（市街化調整区域）

草加川柳地区（市街化調整区域）の土地利用の変化



第1章 全体方針・分野別方針 修正箇所一覧

令和5年12月6日(水)
都市計画マスタープラン外部検討委員会
参考資料2

ページ数 (修正案)	修正前	修正後
4	また、超高齢社会を迎えて今後ますます高齢者が増加していくことや、人口減少、頻発する自然災害への対応は、今後のまちづくりを行う際の出発点とするべき重要な課題となってきます。高齢者が身近な生活圏の中で買い物や、福祉サービス、医療などを受けながら 生涯 を豊かに暮らせるようなまち、子育て世帯が住んでみたい・住み続けたいと思えるような安全安心で、落ち着いた住環境や子育て施設の利便性の高い、魅力的なまちをつくっていくことは、今後のまちづくりを進める上で最優先のテーマとなってきます。	また、超高齢社会を迎えて今後ますます高齢者が増加していくことや、人口減少、頻発する自然災害への対応は、今後のまちづくりを行う際の出発点とするべき重要な課題となってきます。高齢者が身近な生活圏の中で買い物や、福祉サービス、医療などを受けながら 生活 を豊かに暮らせるようなまち、子育て世帯が住んでみたい・住み続けたいと思えるような安全安心で、落ち着いた住環境や子育て施設の利便性の高い、魅力的なまちをつくっていくことは、今後のまちづくりを進める上で最優先のテーマとなってきます。
4	また、自然環境の残された地域については、 それらと調和したまちづくりを進めます 。特に市街化調整区域では、農地などの自然環境やみどり豊かな環境調和を保全するとともに、東埼玉道路沿道の柿木地区北部の一団の土地については、まちの活性化や雇用の創出を図るため企業誘致を進めることなど、計画的な土地利用を位置づけていきます。	また、自然環境の残された地域について、特に市街化調整区域では、農地などの自然環境やみどり豊かな 周辺環境との調和をめざす とともに、東埼玉道路沿道の柿木地区北部の一団の土地については、計画的な土地利用を位置づけていきます。
7	綾瀬川左岸広場 南側公共用地については、市内の活性化や文化推進に資する土地活用ができるように、今後のあり方について検討を進めます。	まつばら綾瀬川公園 南側公共用地については、市内の活性化や文化推進に資する土地活用ができるように、今後のあり方について検討を進めます。
7	④企業誘致推進地区	④土地利用検討地区
8	スポーツを通じた健康づくり促進のために、スポーツ機能の立地をめざします。	スポーツを通じた健康づくり促進のために、 そうか公園と連携した スポーツ機能の立地をめざします。
8		⑦ まちづくりデジタル・トランスフォーメーションの推進 ・都市を巡る様々な課題に対応し、持続可能な都市を実現するために、 デジタル技術を活用した魅力ある地域づくりやまちづくりに関する情報のオープンデータ化などを検討します。
8		⑧ ウォーカブルなまちづくりの推進 ・まちなかにおいて多様な人々が集い、交流することのできる空間を形成することで、都市の魅力を向上させ、まちなかににぎわいを創出するために、 居心地が良く歩きたくなる(ウォーカブルな)まちづくりを推進します。 ・居心地が良く歩きたくなる(ウォーカブルな)まちづくりにより、空間創出に向けた 官民一体となった取組や、エリアマネジメントによる地域づくりに取り組めます。
12	草加八潮工業団地や稲荷一丁目地区については、都市の持続可能性を維持するための安定した雇用の場と活力維持のために、草加市の産業活動の中心として、住環境に配慮した産業を集積する拠点を形成します。	草加八潮工業団地や稲荷一丁目地区、 草加柿木産業団地 については、都市の持続可能性を維持するための安定した雇用の場と活力維持のために、草加市の産業活動の中心として、住環境に配慮した産業を集積する拠点を形成します。
12		・草加柿木産業団地では、外環状道路へのアクセスの良さ、東埼玉道路に接しているという地区のポテンシャルを活かし、工業地区として適正な土地利用を誘導するとともに、本市の新たな産業活動の拠点として、 周辺環境との調和のとれた良好な環境を有する産業団地の形成を図ります。
16	・ 建替事業を進めている草加松原団地 については、UR都市機構・獨協大学との協定に基づき、地区計画などを活用し建物規模や地域の景観、日照などに配慮するとともに、多様な世代が共存できるよう利便性の高い良質な住宅の供給や公共公益施設の整備など、計画的な住環境づくりを促進します。	・ 獨協大学前<草加松原>駅西側地区 については、UR都市機構・獨協大学との協定に基づき、地区計画などを活用し建物規模や地域の景観、日照などに配慮するとともに、多様な世代が共存できるよう利便性の高い良質な住宅の供給や公共公益施設の整備など、計画的な住環境づくりを促進します。

17	・良好な住環境を促進するとともに、子どもから高齢者までの誰にとっても必要な機能が身近な場所にあり、また、子どもや高齢者を見守り合うようなコミュニティが存在するといった生活環境を生み出すため、福祉、医療、子育て、教育など地域の生活価値を高める施設の 立地・誘導を図るなど 、本市の多世代交流推進の モデル地区となるように建替事業 を進めます。	・良好な住環境を促進するとともに、子どもから高齢者までの誰にとっても必要な機能が身近な場所にあり、また、子どもや高齢者を見守り合うようなコミュニティが存在するといった生活環境を生み出すため、 健康 、福祉、医療、子育て、教育など地域の生活価値を高める施設を 活用し 、本市の多世代交流推進の 取組 を進めます。
18		・獨協大学前駅＜草加松原＞駅西側地域や草加柿木産業団地地区などは、 良好な景観や自然環境を有する資源を活かし、多様な効果をもたらすグリーンインフラを活用した、持続可能なまちづくりをめざします。
18	・将来的な土地利用方針を明確化するとともに、残された田園風景 については引き続き保全に 取り組みます。	・将来的な土地利用方針を明確化するとともに、残された田園風景と 調和するまちづくり に取り組みます。
21	また、20年の目標期間で、震災対策は草加市直下地震で震度6弱～6強程度（ 工学的基盤35kine ）を想定し、内水対策は平成5年～平成27年の間の浸水被害、外水対策は利根川が決壊した場合を想定して、対策を講じることとします。	また、20年の目標期間で、震災対策は草加市直下地震で震度6弱～6強程度を想定し、内水対策は平成5年～平成27年の間の浸水被害、外水対策は利根川が決壊した場合を想定して、対策を講じることとします。
22	・震度5強～震度6弱（ 工学的基盤30kine ）までの地震であれば、地域防災計画に示すソフト面での対応で、発生後の事後対応が十分可能と考えられますが、震度6弱～震度6強（ 工学的基盤35kine ）の地震が発生した場合は、地域防災計画の方針のみでは対応困難と考えられます。	・震度5強～震度6弱までの地震であれば、地域防災計画に示すソフト面での対応で、発生後の事後対応が十分可能と考えられますが、震度6弱～震度6強の地震が発生した場合は、地域防災計画の方針のみでは対応困難と考えられます。
22	震度6弱～震度6強程度（ 工学的基盤35kine ）の大きな地震が発生した場合は、建物倒壊被害やライフラインの遮断などにより、地域防災計画に示す応急対応・復旧の体制（ソフト面）が十分に機能しない可能性があります。このため、震度6弱～震度6強程度の地震が起きても、個々の建築物やライフライン等の強化により「震災による被害を震度5強～震度6弱（ 工学的基盤30kine ）相当に抑える」ことを目標にまちづくりを進めます。	震度6弱～震度6強程度の大きな地震が発生した場合は、建物倒壊被害やライフラインの遮断などにより、地域防災計画に示す応急対応・復旧の体制（ソフト面）が十分に機能しない可能性があります。このため、震度6弱～震度6強程度の地震が起きても、個々の建築物やライフライン等の強化により「震災による被害を震度5強～震度6弱相当に抑える」ことを目標にまちづくりを進めます。
25	コラム「カイン(kine)」とは？	－
28	・ 地域防災計画 に基づき、西側の高台（安行台地）へ避難する ルート を周知します。	・ ハザードマップ に基づき、西側の高台（安行台地）へ避難する ように 周知します。
28	・ 逃げ遅れた場合のために、高層で強固な建築物の位置 を周知します。	・ 夜間や大雨の場合は、近くの2階以上で強固な建物に避難するよう に周知します。
28		(ウ)流域治水対策 ・国や県などの河川管理者や近隣自治体と連携して、氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策及び被害の軽減・早期復旧・復興のための対策について、総合的・多層的に推進します。 ・氾濫をできるだけ防ぐための対策として、河川・下水道における対策の強化や、流域における雨水貯留対策を推進します。
30	・防災拠点となる 市役所本庁舎 を建て替えます。	・防災拠点となる 草加消防署 を建て替えます。
30	・指定避難所となる小中学校などの公共施設の耐震化や長寿命化を推進 します。	・指定避難所となる小中学校などの公共施設の耐震化や長寿命化を推進 するとともに、栄中学校の建替えを進めます。
31	・一定の面積のある公園・広場等の主要施設に臨時ヘリポート等を確保するなど、多様な救急搬送体制の 整備に 取り組みます。	・一定の面積のある公園・広場等の主要施設に臨時ヘリポート等を確保するなど、多様な救急搬送体制 について関係機関と調整を行います。
34	・震度6弱～震度6強（ 工学的基盤35kine ）の大震災時には6400世帯の市民が住家を失うと予想されるため、被災時に必要となる応急仮設住宅の用地（約24ha）を、公園・広場や生産緑地などを活用して賄うことを検討します。	・震度6弱～震度6強の大震災時には6400世帯の市民が住家を失うと予想されるため、被災時に必要となる応急仮設住宅の用地（約24ha）を、公園・広場や生産緑地などを活用して賄うことを検討します。

34	・本方針の目標とする震度6弱～震度6強(工学的基盤35kine)への対応能力をはるかに超える大震災や利根川の決壊などによる壊滅的被害、複合的な被害をもたらす災害が発生した場合は、対応の優先順位の選別を行うとともに、復興までの期間が長期化する可能性があることを周知していきます。	・本方針の目標とする震度6弱～震度6強への対応能力をはるかに超える大震災や利根川の決壊などによる壊滅的被害、複合的な被害をもたらす災害が発生した場合は、対応の優先順位の選別を行うとともに、復興までの期間が長期化する可能性があることを周知していきます。
36		・東埼玉道路については、整備に向けた取組を進めるとともに、発生が懸念される交通渋滞の解消に向けた対策について、国や県などと連携し検討します。
37	・南浦和越谷線、蒲生・柿木川戸線及び新田駅前旭町線の一部については、改めて必要性を精査するとともに、県・関係自治体と調整を行い、事業着手や必要に応じた計画の見直しを検討します。	・南浦和越谷線、新田駅前旭町線の一部については、改めて必要性を精査するとともに、県・関係自治体と調整を行い、事業着手や必要に応じた計画の見直しを検討します。
37		・蒲生・柿木川戸線や浦和東京線については、県などの関係自治体と整備に向けた取組を進めます。
37	・松原団地花栗線については、草加松原団地の建替事業にあわせて事業化を検討します。	・松原団地花栗線については、関係機関と調整を行い、事業化を検討します。
39	・駅前商店街などの沿道に店舗などが集積している路線については、安全で快適に買い物ができる歩行空間づくりや、歩道の路面のカラー化等による美装化などの整備をめざします。	・駅前商店街などの沿道に店舗などが集積している路線については、安全で快適に買い物ができる歩行空間づくりや、歩道の路面のカラー化等による美装化などの居心地が良く歩きたくなるまちなかの整備をめざします。
43	公共交通は超高齢社会への対応として、必要不可欠な移動手段です。また、自動車利用からの転換を進めることで道路渋滞の緩和、環境負荷の低減、健康づくりの推進や交通事故の抑制も図れます。このため、身近にバス路線がない地域への対応や通院や買い物への利便性を高めるために、既存のバス路線の再編やコミュニティバスの導入可能性を検討しながら交通不便地域の解消を進めていきます。	公共交通は超高齢社会への対応として、必要不可欠な移動手段です。また、自動車利用からの転換を進めることで道路渋滞の緩和、環境負荷の低減、健康づくりの推進や交通事故の抑制も図れます。このため、身近にバス路線がない地域への対応や通院や買い物への利便性を高めるために、既存のバス路線の再編の検討やコミュニティバスの運行継続に向けた取組を実施し、交通不便地域の解消を進めていきます。
43	(イ)地域内アクセス路線(コミュニティバスなど)の導入	(イ)地域内アクセス路線(コミュニティバス・デマンド型交通など)の維持・再編成
43・44	・既存バス路線の見直しのみでは交通不便地域が解消されない地域では、通勤・通学のほか通院や買い物の利用を対象として、住宅地や主要施設を結ぶため、既存バス路線の補完・連携を前提に、地域の特性に即してコミュニティバスやデマンド型交通などの地域内アクセス路線の導入を検討します。	・既存バス路線の見直しのみでは交通不便地域が解消されない地域では、通勤・通学のほか通院や買い物の利用を対象として、住宅地や主要施設を結ぶため、既存バス路線の補完・連携を前提に、地域の特性に即してコミュニティバスの運行継続やデマンド型交通などの新たな交通手段の導入など、地域内アクセス路線の維持・再編に取り組みます。
44	・地域内アクセス路線の導入にあたっては、民間バス事業者への財政支援のほか、既存バス路線と整合した運行計画の作成、試験運行による評価・検証・見直しを図り、事業者による自主運行をめざします。	・コミュニティバスの運行継続にあたっては、民間バス事業者への財政支援のほか、既存バス路線と整合した運行計画の作成、試験運行による評価・検証・見直しを図り、事業者による自主運行をめざします。
44	・公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組めます。また、駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携を図りながらホームドアの整備に向けた検討をしていきます。	・公共交通の利用拡充を図るため、バス停や駅ホームの環境改善とバリアフリー化に取り組めます。また、駅ホームでは安全対策として、鉄道事業者と連携を図りながらホームドアの整備を実施します。
44		・自家用車を持たない高齢者などの外出機会の創出や移動手段の確保、また様々な世代における交通手段の多様化による都市交通の利便増進を目的として、バスをダウンサイジングしたワゴンタクシー、グリーンスローモビリティ等の新しい移動手段の導入可能性の検討やシェアサイクルの推進に取り組めます。
47	(ア)バリアフリー化 ・地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のバリアフリー化などを進めるため、基本構想の策定なども視野に入れ、歩道の段差解消などバリアフリー化を進め、高齢者・障がい者・子どもなどに配慮した安全対策に取り組めます。	(ア)バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進 ・地区内の拠点となる施設へ向かう主要な路線のユニバーサルデザインを推進するため、基本構想の策定なども視野に入れ、歩道の段差解消などバリアフリー化を進め、高齢者・障がい者・子どもなどに配慮した安全対策に取り組めます。
50	国指定名勝となった草加松原や綾瀬川、葛西用水沿いなどの桜並木、市民の憩いの場である綾瀬川左岸広場・そうか公園などは、観光資源としても重要な役割を担っています。	国指定名勝となった草加松原や綾瀬川、葛西用水沿いなどの桜並木、市民の憩いの場であるまつばら綾瀬川公園・そうか公園などは、観光資源としても重要な役割を担っています。

51	・草加松原や札場河岸公園、 綾瀬川左岸広場 、そうか公園、治水緑地、松原近隣公園などを市民が憩うみどりと水辺の交流拠点として位置づけ、適正な維持管理と機能の充実を図ります。	・草加松原や札場河岸公園、 まつばら綾瀬川公園 、そうか公園、治水緑地、松原近隣公園などを市民が憩うみどりと水辺の交流拠点として位置づけ、適正な維持管理と機能の充実を図ります。
52	・草加松原や札場河岸公園、 綾瀬川左岸広場 、綾瀬川などの水辺の交流拠点は、にぎわい交流エリアの重要な位置を占めることから、草加市文化会館や草加駅東側の旧町地区との連携に留意しながら、にぎわいの創出や回遊性の向上などに取り組みます。	・草加松原や札場河岸公園、 まつばら綾瀬川公園 、綾瀬川などの水辺の交流拠点は、にぎわい交流エリアの重要な位置を占めることから、草加市文化会館や草加駅東側の旧町地区との連携に留意しながら、にぎわいの創出や回遊性の向上などに取り組みます。
53	少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い 意見に留意 した、誰もが快適に利用できる、地域に親しまれる公園づくりに取り組みます。また、超高齢社会に対応し、高齢者の交流の場や身近な健康づくりの場としての機能を公園等に追加することも検討します。	少子・高齢化や人口構造の変化を背景として、公園・広場に対するニーズも多様化していくことから、 パークマネジメントの視点に立ち 、子どもから高齢者まで地域住民の幅広い ニーズに対応 した、誰もが快適に利用できる、地域に親しまれる公園づくりに取り組みます。また、超高齢社会に対応し、高齢者の交流の場や身近な健康づくりの場としての機能を公園等に追加することも検討します。
53	・そうか公園をみどりの核と位置づけ、 適正な維持管理や機能の充実を図り、市民の憩いの場としての活用に取り組みます。	・そうか公園をみどりの核と位置づけ、 魅力的でにぎわいの創出をもたらす新たな拠点となるよう、スポーツ施設との一体的な利用や機能の充実に向けた整備に取り組むとともに、より効果的な公園運営を検討します。
55		・ワンストップ窓口等の相談業務において、農業者からの個別の相談に対応して必要となる各種制度や農地に利活用に係る情報提供を行います。
56	災害が発生した時に避難空間等として活用できる農地を予め登録し、「防災協力農地」として指定しています。防災協力農地は、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置き場等として活用することを想定しています。 平成27 年度末現在、市内で25地区、約 3 haが登録されています。	災害が発生した時に避難空間等として活用できる農地を予め登録し、「防災協力農地」として指定しています。防災協力農地は、避難空間、仮設住宅建設用地、復旧用資材置き場等として活用することを想定しています。 令和5 年度末現在、市内で25地区、約 2 haが登録されています。
57	・草加松原や 札場河岸公園 、そうか公園など、歴史・文化と結びついた草加らしいみどりを、関係機関の協力を得ながら内外に広く紹介します。	・草加松原や まつばら綾瀬川公園 、そうか公園など、歴史・文化と結びついた草加らしいみどりを、関係機関の協力を得ながら内外に広く紹介します。
61	このため、コミュニティの力を創出(活性化)するために、ハード面としては歩いて行ける生活圏の中にコミュニティの拠点づくりを進めます。また、ソフト面では、資金・人材・情報などの側面から支援を行いコミュニティの形成を促し、 交流や試み 、取組みの場を与えることで参加の機会を増やして、さらに、新たなプレイヤーが派生して新たなコミュニティを生み出していくことが可能となるような、持続可能なコミュニティの創出を図っていきます。	このため、コミュニティの力を創出(活性化)するために、ハード面としては歩いて行ける生活圏の中にコミュニティの拠点づくりを進めます。また、ソフト面では、資金・人材・情報などの側面から支援を行いコミュニティの形成を促し、 交流を促す試み 、取組みの場を与えることで参加の機会を増やして、さらに、新たなプレイヤーが派生して新たなコミュニティを生み出していくことが可能となるような、持続可能なコミュニティの創出を図っていきます。
65	・私たちの生活は自然環境だけでなく、ごみ問題、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境、さらには PM2.5や放射能による大気汚染 などの地球規模の問題まで、様々な環境の影響を受けています。	・私たちの生活は自然環境だけでなく、ごみ問題、 大気汚染 、水質汚濁、騒音・振動などの生活環境、さらには 地球温暖化や生物多様性の喪失 などの地球規模の問題まで、様々な環境の影響を受けています。
65	私たちの生活は、ごみの増加や大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象といった身近なものから、地球温暖化による地球規模のものまで、様々な環境 問題 に直面しています。また、 東日本大震災以降の社会環境の変化 や、新たな環境 問題 にも対応していく必要があります。	私たちの生活は、ごみの増加や大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、ヒートアイランド現象といった身近なものから、地球温暖化による 気候変動、エネルギー問題やプラスチックごみによる海洋汚染 などの地球規模のものまで、様々な環境 課題 に直面しています。また、東日本大震災以降の社会環境の変化 大きく変化していく社会経済情勢や、新たな環境課題 にも対応していく必要があります。
66	③ 低炭素社会の推進	③ 脱炭素社会の推進
66	・ 自然エネルギーの有効活用及びエネルギーの面的利用等 に向けた取組みを実施し、 低炭素型まちづくり を推進します。	・ 再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー活動の促進等 に向けた取組みを実施し、 脱炭素型まちづくり を推進します。
66	・ 気候変動適応策として 夏期に熱中症防止のため公共施設等で開設する「クールオアシスそうか」や、光化学スモッグ注意報発令時における周知の迅速化などの健康安全面での対策、地表面や屋上の緑化など、ヒートアイランド現象の緩和対策、浸水被害への対策等 を推進します。	・ 気候変動適応策として 気候変動による生態系や水質への影響を把握するモニタリング調査を実施していくとともに、熱中症や感染症などの健康面での対策、自然災害などに対する安全面での対策等 を推進します。

66		・埼玉県東南部地域5市1町「ゼロカーボンシティ」共同宣言に基づき、エネルギー消費を最小限に抑え、温室効果ガスの排出を抑制していくとともに、気候変動の影響に適応できる脱炭素社会をめざします。
66	・生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や、騒音・振動の発生防止対策に取り組みます。	・生活環境を保全するため、法令等に基づく事業所・工場等への指導・許可、立ち入り検査の実施や、騒音・振動などの公害の発生防止対策に取り組みます。
66	・子どもたちへの環境教育について、学校単位では身近な環境問題やエネルギー問題などに関する学習を推進、地域では学校と連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。	・子どもたちへの環境教育について、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する学習を推進していくとともに、学校と地域が連携した幅広い世代を対象とした環境教育・環境学習の活性化を図ります。
68	・誰もが住み慣れた地域で生涯を送れるように、医療・介護・福祉・買い物などの高齢者を支える見守りネットワークなどのコミュニティの活力が必要です。 ・交通網などを、高齢者が気軽に健康づくりをできるような機能をもったものとしてデザインする・デザインしなおす必要があります。	・誰もが住み慣れた地域で健康的な生活を送れるように、医療・介護・福祉・買い物などのサービスが身近な生活圏で受けられることが重要となっています。 ・また、高齢者が身近な人々となつながられる機会や高齢者を支える見守りネットワークなどのコミュニティの活力が必要です。 ・散策路や公園・広場、活動・交流拠点、交通網などを、高齢者が気軽に健康づくりをできるような機能をもったものとしてデザインする・デザインしなおす必要があります。
68	超高齢社会を迎え、今後ますます高齢者が増えていく時代にあつては、高齢者の健康づくりによる介護予防、高齢者のための医療と福祉を出発点にしてまちづくりを考えることが必要です。	超高齢社会を迎え、今後ますます高齢者が増えていく時代にあつては、高齢者の健康づくりや社会参加による介護予防、高齢者のための医療と福祉を出発点にしてまちづくりを考えることが必要です。
69	・ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化の促進などの諸施策を行い、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。	・ノーマライゼーションの普及や、障がいのある人の自立と社会参加の促進、バリアフリー化やユニバーサルデザインの促進などの諸施策を行い、誰もが地域で安心して暮らせる障がい者福祉のまちづくりを進めます。
69	団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるように、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供されるようなケアシステムのこと。 厚生労働省が全国的に進めています、市町村が地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最後まで続けることができるように、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供されるようなケアシステムのこと。 団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えることや、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通した上で草加市の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築が求められます。
72	④ 子育て支援施設等の配置・誘導	④ 子育て支援施設等※の配置・誘導 ※子育て支援施設等 ○子育て支援施設 ・子育て支援センター、つどいの広場、保育ステーション、児童館・児童センター等 ○子どもの居場所 ・放課後子ども教室、放課後児童クラブ(学童保育)、冒険遊び場、児童館・児童センター、図書館等
74	人口減少社会や超高齢社会を迎え、ますます増加していく高齢者が住み慣れた地域で生涯を送れるような住まいづくり、また、人口減少を抑制するために子育て世代にとって魅力的な住まいづくりが重要となってきます。	人口減少社会や超高齢社会を迎え、ますます増加していく高齢者が住み慣れた地域で生活を送れるような住まいづくり、また、人口減少を抑制するために子育て世代にとって魅力的な住まいづくりが重要となってきます。
77	・市営住宅等のあり方を検討する際には、それらの住宅に高齢者福祉サービス施設や日常生活に必要なサービス機能などの導入を検討します。	・市営住宅等については、本来の役割である住宅セーフティネットの中核を担うことを念頭に、適正な管理戸数の維持・確保を目指すとともに、より効率的で適正な管理運営を目指します。
77	・草加松原団地の建替えとあわせて、子育て支援施設や高齢者福祉サービス施設、日常生活に必要なサービス機能などの導入を検討します。	
79		・空家等活用促進区域の指定を検討するなど、空き家などの活用について取り組みます。
82	③ 低炭素社会を考慮した住まいづくり	③ 脱炭素社会を考慮した住まいづくり

82	・ 樹木や植栽、風の力をいかしてエアコンなしで過ごすライフスタイルの提案や、エコ住宅や環境にやさしい住まい方などに関する情報や学習機会の提供により、環境にやさしいライフスタイルの普及を進めます。	・ 樹木や植栽、風などの自然の力を活用して過ごすライフスタイルの提案や、エコ住宅や環境にやさしい住まい方などに関する情報や学習機会の提供により、環境にやさしいライフスタイルの普及を進めます。
86	(ウ)外環環状道路沿線地区	(ウ)外環状道路沿線地区
86	・ 獨協大学前<草加松原>駅東口周辺地区は、地域密着型の駅前商店街を中心に、にぎわいが感じられるまちなみ景観の形成を図ります。西口地区は景観推進地区として位置づけて、まちなみ風景の形成を図ります。	・ 獨協大学前<草加松原>駅東口周辺地区は、地域密着型の駅前商店街を中心に、にぎわいが感じられるまちなみ景観の形成を図ります。西口地区は景観重点地区として位置づけて、まちなみ風景の形成を図ります。
86	・ 新田駅周辺地区は景観推進地区として位置づけ、土地区画整理事業の進捗にあわせてまちなみ風景の形成を図ります。	・ 新田駅東口地区は景観重点地区として位置づけ、土地区画整理事業の進捗にあわせてまちなみ風景の形成を図ります。
89		(ウ) 草加柿木産業団地地区の風景づくり ・ 周辺環境との調和に配慮しながら、みどりを中心とした工業地の景観形成を図ります。 ・ 周辺環境と調和する緑化やオープンスペースを積極的に作るなど、みどりに囲まれた景観づくりを図り、広告物の表示内容は企業名、ロゴマーク等にとどめるなど、大きさやデザインの統一をめざします。
89		(エ) 新田駅東口地区の風景づくり ・ 新田駅周辺の商業地としてのにぎわい誘導を図りながら、住環境と調和したまちなみ景観形成を図ります。 ・ 人を招き入れ、まちに回遊性を生み出す空間を設けるなど、行き交う人々が交流でき、憩うことのできるスペースを創出することをめざします。
89		(オ) 獨協大学前<草加松原>駅西側地区の風景づくり ・ ゆとりある建築物の配置や色彩などを誘導し、公園やオープンスペースを活用した秩序ある良好なまちなみ景観形成を図ります。
89	(ア) 企業誘致推進地区の風景づくり ・ 企業誘致推進地区では、地区計画を活用することにより、建築物の色彩や形態意匠などが自然環境と調和のとれた景観の創出に取り組みます。	
90	(イ) 獨協大学前<草加松原>駅西側地区の風景づくり ・ 建替事業中の獨協大学前<草加松原>駅西側地区では、地区計画等の活用により秩序あるまちなみの形成に取り組むとともに、公園や緑地等を適正に配置することで良好なまちなみ景観の創出に取り組めます。	
90	(ウ) 新田駅周辺地区の風景づくり ・ 新田駅周辺地区は、土地区画整理事業により形成される、地域に密着した商店街と住宅が調和したまちなみ形成を誘導し、にぎわいと親しみのもてるまちなみ形成に取り組めます。	(ア) 新田駅西口地区の風景づくり ・ 新田駅西口地区は、土地区画整理事業により形成される、地域に密着した商店街と住宅が調和したまちなみ形成を誘導し、にぎわいと親しみのもてるまちなみ形成に取り組めます。
90	(エ) 谷塚駅西口地区の風景づくり	(イ) 谷塚駅西口地区の風景づくり
91	・ 獨協大学は、そこを会場にしてイベント・お祭りが開催されるなど貴重な観光資源であるとともに、そこに通う若い世代自らが観光の取組みの主体となる力があります。このため、大学と市内の観光関連団体との連携を促進し、大学と協力して新たなにぎわいの創出を図ります。	・ 獨協大学は、そこを会場にしてイベントが開催されるなど貴重な地域資源であるとともに、そこに通う若い世代自らがまちづくりの取組みの主体となる力があります。このため、大学と市または市内の団体との連携を促進し、新たなにぎわいの創出を図ります。
92		③ 歩いて楽しいまちづくりと連動した観光の振興 ・ 駅周辺の整備事業等と連動して、歩道や広場、案内板、休憩施設の整備などにより、時間消費のできる、歩いて楽しめるウォーカブルなまちづくりを進めます。 ・ 新しい移動手段やシェアリングサービスなどの社会実験等の取組を活用し、市内の回遊性を高め、滞在時間の向上を目指します。